

平成25年度九州大学大学院法学府

修士課程入学試験問題（春季）

憲 法

注 意 問題は2問ある（問題1、問題2）。解答用紙は問題ごとに別のものを用いること。解答の冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるように、大きくはつきりと、**1**、**2**と記すこと。この指示に従っていない答案は採点しない。

.....

【問題1】

被告人Aは一般職の国家公務員（厚生労働事務官）であったが、平成2X年8月30日に施行される衆議院議員総選挙に向けて、B党を支持する目的で、職務とは無関係に単独で、その前日（土曜日）の午後0時30分ころ、職場から27キロ離れた横浜市内の自宅近くにあるP公務員宿舎2号棟の集合郵便受け合計32か所に、B党の機関紙である「未来への懸け橋——平成2X年8月号外」合計32枚を投函して配布したため（以下「本件配布行為」という）、国家公務員法（以下「国公法」とする。）102条1項、人事院規則14-7第6項7号に違反するとして起訴された。なお、本件配布行為の当時、Aは上半身にランニングシャツ及び野球帽、下半身にジーンズ及び運動靴を着用していた。

Aは、本件配布行為の当時、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課において、同課として最終決定を下す権限を有する課長を補佐する課長補佐であり、同課の業務は、厚生労働省の施策である児童福祉、社会福祉あるいは老人福祉等に関わる統計調査等であった。またAは、庶務係、企画指導係及び技術開発係担当の課長補佐として、部下である各係職員を直接指揮するとともに、同課に存する8名の課長補佐の筆頭課長補佐（総括課長補佐）として、他の課長補佐等から業務の相談にあずかるなど課内の総合調整等を行う立場にあった。またAは、国公法108条の2第3項ただし書所定の管理職員等に当たり、職員団体への加入資格が認められていなかった。

なお、国公法による政治的行為の制約、およびその違反に対し罰則を科す国公法110条1項19号が憲法21条に違反しないこと、禁止される政治的行為の内容を人事院規則に委任する国公法102条1項が、刑事制裁を委任している点も含めて憲法31条等（同15条1項、

16条, 21条, 41条, 73条6号)に違反しないことは, 最大判昭49・11・6刑集28・9・393(猿払事件判決)の判示するところである。

(設問) 弁護士は, 国公法102条1項, 同110条1項19号, 及び人事院規則14-7第6項7号の法令違憲(規定違憲)を主張しようと考えているとする。上記猿払事件判決を踏まえた上で, 弁護士としては憲法上, どのような主張を行うべきか。ただし, 構成要件(「政治的行為」)の人事院規則への委任の可否については論じなくてよい。

(参照法令)

○国家公務員法【抄】

102条 職員は, 政党又は政治的目的のために, 寄附金その他の利益を求め, 若しくは受領し, 又は何らの方法を以てするを問わず, これらの行為に関与し, あるいは選挙権の行使を除く外, 人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

[第2~3項省略]

108条の2 この法律において「職員団体」とは, 職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは, 第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は, 職員団体を結成し, 若しくは結成せず, 又はこれに加入し, 若しくは加入しないことができる。ただし, 重要な行政上の決定を行う職員, 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員, 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員, 職員の任免, 分限, 懲戒若しくは服務, 職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し, そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは, 同一の職員団体を組織することができず, 管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は, この法律にいう「職員団体」ではない。

110条 次の各号のいずれかに該当する者は, 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

十九 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

○人事院規則14-7【抄】

2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は, すべて, 職員が, 公然又は内密に, 職員以外の者と共同して行う場合においても, 禁止又は制限される。

3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は, すべて,

職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人，使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても，禁止又は制限される。

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は，第 6 項第 16 号に定めるものを除いては，職員が勤務時間外において行う場合においても，適用される。

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは，次に掲げるものをいう。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し，編集し，配布し又はこれらの行為を援助すること。

【問題 2】

天皇の公的行為をめぐる憲法上の問題について論じなさい。

以 上